

国官会第1655号
国地契第30号
国官技第174号
国営計第60号
国北予第19号
平成27年9月11日

直轄 あて

国土交通省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
国土交通省北海道局予算課長
(公 印 省 略)

地域建設業経営強化融資制度における
電子記録債権を活用したスキームの事務取扱いについて

地域建設業経営強化融資制度においては、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成27年3月9日付け国官会第3007号、国地契第78号、国土建第328号、国土建整第83号）により、中小・中堅元請建設業者が電子記録債権を活用したスキームを利用することができるよう、措置したところである。

今般、電子記録債権を活用したスキームの利用にあたって、その円滑な運用を図るため、電子記録債権を活用したスキームに係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、電子記録債権を活用したスキームにおける保証事業会社による金融保証（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）記1に規定する保証事業会社による金融保証をいう。）の取扱いについては、別途通知することとするので、その旨申し添える。

記

電子記録債権を活用したスキームにおける事務取扱いについては、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて（平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）」を準用し、契約書式、契約書等の各種様式については別添のとおりとする。

なお、この場合において、「9 融資実行の報告書等の要求」は以下のとおり読み替え

るほか、「10 工事請負代金の振込先の変更について」中、「融資実行報告書」とあるのは、「債権譲渡実行報告書」と読み替えるものとする。

9 債権譲渡実行報告書の要求

発注者による承諾後、債権譲渡先が受注者に対して、債権譲渡先を債務者とし、受注者を債権者とする電子記録債権を発行させ、受注者がこれを受け取った場合には、速やかに連署にて発注者に債権譲渡実行報告書（様式5）を提出させるものとする。

附 則

この通達は、平成27年9月11日から適用することとし、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。

（別添一覧）

申請書等受理担当課一覧（別表）

工事履行報告書（様式1）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式2）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式2-2）

債権譲渡契約証書（様式3）

債権譲渡整理簿（様式4）

債権譲渡実行報告書（様式5）

工事請負代金請求書（様式6）

支払状況・支払計画書

別表

対象工事	申請書等受理担当課
官庁営繕部の支出負担行為担当官が契約する工事	大臣官房官庁営繕部管理課
国土技術政策総合研究所が契約する工事（港湾空港研究所関係を除く。）	国土技術政策総合研究所総務部会計課
国土技術政策総合研究所が契約する工事（港湾空港研究所関係に限る。）	国土技術政策総合研究所管理調整部管理課
地方整備局（港湾空港関係を除く。）の支出負担行為担当官が契約する工事	地方整備局総務部契約課
地方整備局（港湾空港関係に限る。）の支出負担行為担当官が契約する工事	地方整備局総務部経理調達課
地方整備局（港湾空港関係を除く。）の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所又は局の出張所の経理担当課、筑波研究学園都市施設管理官
地方整備局（港湾空港関係に限る。）の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所の経理担当課
地方運輸局が契約する工事	地方運輸局総務部会計課
神戸運輸監理部が契約する工事	神戸運輸監理部総務企画部会計課
航空局が契約する工事	航空局監理部予算・管財室
地方航空局が契約する工事	地方航空局総務部経理課
地方航空局空港事務所（新千歳、新東京、東京、名古屋、大阪、関西、福岡、鹿児島及び那覇空港事務所に限る。）が契約する工事	地方航空局空港事務所総務課又は管理課
航空保安大学校が契約する工事	航空保安大学校会計課
航空保安大学校岩沼研修センターが契約する工事	航空保安大学校岩沼研修センター総務課
航空交通管制部が契約する工事	航空交通管制部会計課
気象庁が契約する工事	気象庁総務部総務課
管区气象台が契約する工事	管区气象台会計課
沖縄气象台が契約する工事	沖縄气象台会計課
気象研究所が契約する工事	気象研究所会計課
気象衛星センターが契約する工事	気象衛星センター会計課
神戸海洋气象台が契約する工事	神戸海洋气象台総務課
海上保安庁が契約する工事	海上保安庁総務部主計管理官予算執行管理室
海上保安大学校が契約する工事	海上保安大学校事務局会計課
海上保安学校が契約する工事	海上保安学校事務部会計課
管区海上保安本部が契約する工事	管区海上保安本部経理補給部経理課（第四、九管区を除く。）、管区海上保安本部総務部経理課（第四、九管区に限る。）
北海道開発局の支出負担行為担当官が契約する工事	北海道開発局営繕部営繕管理課
開発建設部の支出負担行為担当官が契約する工事	開発建設部契約課
開発建設部の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所庶務課

(様式1)

工事履行報告書 (例)

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成20年4月30日 ~ 平成21年3月30日		
日 付	平成20年12月〇〇日 (11月分)		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
平成20年 4月	0.0	0.0 差 (0.0)	
5月	0.0	0.0 差 (0.0)	
6月	2.3	0.8 差 (1.5)	
7月	4.8	4.6 差 (0.2)	
8月	11.3	8.2 差 (3.1)	
9月	18.1	15.1 差 (3.0)	
10月	27.6	32.5 差 (+4.9)	
11月	37.0	66.9 差 (+29.9)	> 50%
12月	55.8		
平成21年 1月	76.8		
2月	98.2		
3月	100.0		
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
又は 御中
分任支出負担行為担当官

請負者
(譲渡人) 住所
氏名 実印

(譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

譲渡人(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)間で締結の平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号)に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金(ただし、一部を除く)の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事場所
- 3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2)前払金額 金 円
- (3)中間前払金額
- 及び部分払金額 金 円
- (4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中
[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の債権譲渡実行報告書を提出すること。

3. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

支出負担行為担当官

又は

印

分任支出負担行為担当官

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
又は
分任支出負担行為担当官

御中

請負者
(譲渡人) 住所
氏名 実印

(譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

譲渡人（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）間で締結の平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は工事請負契約書に定められた前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。
(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。
(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事場所
- 3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2)前払金額 金 円
- (3)既払金額 金 円
- (4)中間前払金額
- 及び部分払金額 金 円
- (5)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の債権譲渡実行報告書を提出すること。

3. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

支出負担行為担当官

又は

印

分任支出負担行為担当官

確定日付印欄	承諾番号

◆債権譲渡契約証書◆
(工事請負代金債権譲渡用)

□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条(譲渡債権)

甲と□□□□(以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額((5)-(6))金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金(以下、本件買取代金という)の支払いは、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第6条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。

5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基

金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第1項の清算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

第6条（電子記録債権払い）

甲は、本件請負工事の出来高が全体の50%に到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下、電子記録債権払いという）を乙に対して請求することができる。

2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の●営業日前までに、乙に対し、本契約別紙●の様式の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

(1) 電子記録債権払いを希望する日

(2) 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

(3) 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む）

3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者とし、甲を発生記録における債権者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする）を発生させる。

(1) 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

(2) 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項（7）の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

第7条（清算払い）

乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のため

に借入れを行った場合における、当該借入に係る利息その他の負担金を含む)を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払(以下、清算払いという)として甲に交付する。

2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

第8条(譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、乙以外の者は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条(解除)

次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 甲が第6条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料(出来高査定に係る資料を含む)に虚偽の記載があった場合
- (2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合
- (3) 甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、瑕疵、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無効、取消、解除又は抗弁を主張した場合
- (6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合
- (7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合

2 第1項の規定により解除がなされた場合において、当該譲渡債権について既に行われた電子記録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日の前日までに、その債権額全額(ただし、一部解除の場合には、かかる債権額全額と、解除に係る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額)の払戻し及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用を支払うものとする。

第10条(合意管轄)

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

債権譲渡実行報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
又は 御中
分任支出負担行為担当官

(甲) 譲渡人 住所
氏名 実印

(乙) 譲受人 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき平成 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該債権譲渡を約する契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、当該譲渡債権の対価としての買取代金の支払いについて、乙を債務者とし、甲を債権者とする電子記録債権を発生させ、甲はこれを受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件債権譲渡に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1. 工事名
 - 2. 工事場所
 - 3. 工期 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
 - 4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
 - (2) 前払金額 金 円
 - (3) 中間前払金額
 - 及び部分払金額 金 円
 - (4) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)
- ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

- 1. 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 2. 預金の種別、口座番号
××預金×××××××
- 3. 口座名義
(ふりがな)
××××

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

支出官〇〇局
〇〇部長 〇〇殿

(債権譲受人) 住所
氏名 〇〇〇建設業協同組合 実印

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

二. 承認番号

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金×××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住所
電話
ファックス

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み			支払予定			支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)	
1下請代金	2資材代金							千円				千円	<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
1	2				千円								<名称>
					千円								<所在地>
					千円								<電話>
合計又は次葉繰越高													

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末